

「議会を変えよう！ 市政を変えよう！」

ふじしろ政夫と共に市政を変える会

発行 ふじしろ政夫と共に市政を変える会

ニュース05年8月号

〒273-0122 鎌ヶ谷市東初富5-24-50

TEL 047-445-9144 (Fax兼用)

Eメール masao.fujishiro@zc.wakwak.com



ペット火葬場建設中……市民から“不安”の声

鎌ヶ谷市 中沢地区に、ペット火葬の為の焼却炉がつけられようとしています。周辺住民は、何がつけられるのだからかと、不安な思いで昨年暮れから、工事の着工を見ていました(何の表示もなかったのです)。

最近になりやっとそれがペットの焼却炉であることが判明しました。

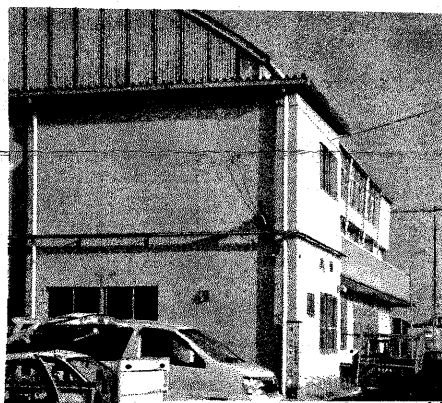
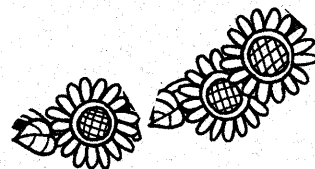
事業者の話では、火葬から納骨までの事業を展開する予定だったそうです。しかし、市街化調整区域なので“建物”が建てられず、工事途中の焼却炉だけを利用営業したいとの事です。

周辺の住民・地権者には、何の連絡も説明もなく始められてしまった今回の工事に対し、市民からは「ヤメテ、撤去してほしい」という声があがっています。周辺の方々の同意をもって始められるべきではなかったのではないのでしょうか。その原点から解決していかなければならないのでは……



さらに市の“まちづくり”の上での課題も出てきました。

- ① ペットの死体は、一般廃棄物だが、供養するといった宗教行事を伴うと、それが廃棄物ではなくなるとの法令解釈……→ ではどの法令を適用するのか？
 - ② 人のお墓、火葬場には色々な規制が法令で規定されておりますが、この“墓理法”は人に対するものであり、ペットには適用されません……→ では今回のケースはどの法令を適用するのか？
 - ③ ペット焼却・火葬という事業をなす業者への適用法令は何なのか？ などなど、
- それ故各地で同様のケースで住民が困っています(平塚市、塩竈市など)。
塩竈市では、解決の為、市の条例を制定し問題の解決にあたっています。
鎌ヶ谷では……



アスベストを除去した旧東部公民館

アスベスト(石綿)

——鎌ヶ谷市は安全か?——

第二中学校内にある旧東部公民館は昨年アスベスト(発ガン物質)の除去工事を行い改修されました。

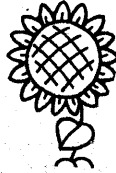
1960年代後半より1990年にかけて、大量のアスベストが輸入され、保温、耐火の為に建築へ吹きつけたりして、建材として使用されました。それらの建物が2010年から2020年にかけて解体のピークとなります。石綿工場に働いていた人、その家族が「中皮腫」というガンによって多数死亡している事実が明らかになりつつあります。(クボタの74名を始め7/15現在374名の死亡が確認されています)

国土交通省も、文部科学省も、80年代に一度調査しましたが、改めて“調査”を指示し、アスベスト対策にのり出しています。「石綿障害予防規則」は今年7/1より施行となり、解体事業者だけでなく、建築所有者にも責任が課せられています。

鎌ヶ谷市の公共施設については、アスベストの把握は80年代にすべて終了している(現在アスベストがない)とのことですが、改めて調査を開始すべきだと思われます。

又、市の施設だけでなく、市内の建物の状況、並びに解体時の周辺住民への説明等きめこまかな行政指導が必要になると考えられます。一日も早く対策をとるべきでしょう。

自治基本条例策定委員会 第1回会議開催



憲法9条を考える

—— 武田信明 ——

市民ワークショップ検討結果報告（'04.12）を受け、第1回目の策定委員会が開かれました。（'05.7/7）

法政大学の宮崎先生のミニ講演でスタート。「『自治基本条例』とは、地方政府としての“ガバメント”の諸政策のものさしです」「議会や、市長に権力を授権している市民の立場からの規定（ものさし）です」と指摘されました。

本年度中に条文化直前の形にまとめあげたいとのこと。この夏から秋にかけて各地区、各グループでのタウンミーティング、小中高校生との対話、市民アンケートを実施し活発な議論を展開していくことが了承されました。

“話し合う”ことが罪になる 『平成の治安維持法』との不安の声

なにも実行行為もしないのに、ただ話し合い、合意しただけで罪になる「共謀罪」が、今新設されようとしています。さる6月24日衆院法務委員会での審議が開始され、7月12日には、実質的な審議入りとなりました。国際マフィアなどを取り締まる為の条約に対応した国内法整備として出されております。しかし、法案では「越境性」「犯罪集団の関与」が要件として抜け落ち、4年以上の刑が科せられる犯罪(615種)に、一律に「共謀罪」を新設しようとするものです。これまでの近代刑法体系は、実行行為という犯罪となる行為をなすことに対して罰を規定してきております。しかるに『犯罪になるようなことを思った→そして話した（二人以上で）→合意した』という段階で“共謀罪”という罪になるのです。

7/12の法務委員会の中では“「殺人を共謀したが、話し合っただけでやめた場合」でも共謀罪の対象となり罰せられる”との答弁がありました。

心の中、思想そのものを規制しようとするものとなってしまいます。井戸端会議が罪になる。不満を口に出してウンウンと合意しただけで罪になる。“カベに耳あり、障子に目あり” “唇寒し……”の時代へとなってしまいます。それ故、『平成の治安維持法』とまで言われているのです。個人一人一人の尊厳を十分に尊重する社会こそが私達の望む社会ではないでしょうか。



憲法9条を考えてみませんか！ と呼びかけて昨年7月に行われた『9条の会』発足記念講演会のビデオを中心に5月末から7月始め迄3ヶ所の施設を借り、4回の上映会を開催したところ多数の市民の皆様参加を頂きました。この企画を実行、応援して下さい下さった方々並びに参加して下さい下さった方々に改めて感謝申し上げます。

参加者の皆様も講演者8人の話を聞いて、改めて現在の憲法とりわけ9条があつた太平洋戦争で亡くなった国内外の多くの犠牲者、惨禍の大反省のうえでもたらされた世界に誇れる憲法であり条文である事を確認できた事と思います。

今年で敗戦後60年が経ちましたが、もう永久に戦争をしない日本、平和に徹する日本にする為に9条だけは現行のまま子孫に引き継いでいくのが、私達、今に生きる日本人の責任だと思います。



＜お知らせ＞

♪ ふじしろ&津久井合同納涼会

8月21日(日) 12:00～

於：市民の森（南部公民館となり）

会費：大人 1000円

小中高生 500円（未就学無料）

ふじしろ・津久井にご連絡下さい

☆ 高遠菜穂子講演会

“命に国境はない”

8/8(月) 19:00～ 中央公民館ホール

☆ “共謀罪廃案へ”市民の集い

8/11(木) 18:30～

渋谷区勤労福祉会館

§ きょうどう事務所トライ(予定) §

☆ 無料弁護士法律相談——要予約——

9月17日(土) 13:00～

☆ 子ども教育心理相談——要予約——

9月24日(土) 13:00～

※予約は、ふじしろまで連絡下さい。

☆ 碁楽会

8/5(金) 8/19(金) 13:00～

☆ 市政相談・・・ふじしろ市議

8月10日(水) 10:00～